

第3回 第5次亶理町総合発展計画審議会

「亶理町国土強靱化地域計画（案）」 の概要

令和2年12月17日

1 . 国土強靱化とは

「**国土強靱化**」とは、大規模自然災害時に、**人命を守り、経済社会**への被害が致命的にならず**迅速に回復**する、「**強さとしなやかさ**」を備えた国土・経済社会システムを**平時から構築**すること

近年、災害が頻発化・激甚化し、**国土強靱化は喫緊の課題**

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（議員立法により、平成25年12月4日成立、同月11日公布・施行）

「**国土強靱化基本計画**」平成30年12月14日閣議決定（平成26年6月3日閣議決定版を見直し）

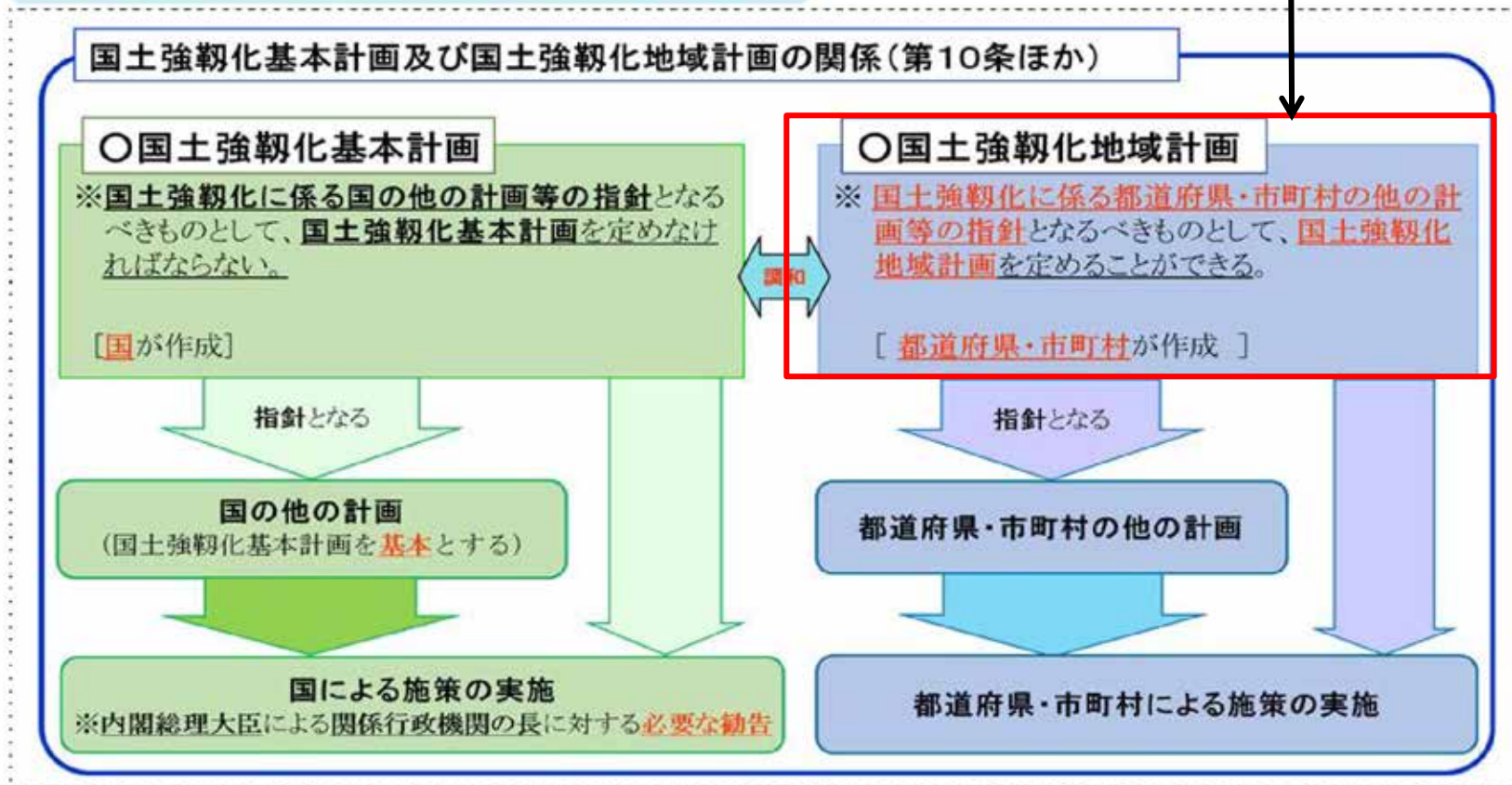
- ・国土の健康診断に当たる脆弱性評価を踏まえて、強靱な国づくりのためのいわば処方箋を示したもの
- ・国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の他の計画等の指針となるべきもの

2 . 国土強靱化地域計画

計画の体系

国土強靱化地域計画の策定は、義務規定ではないものの、地方公共団体の責務として定められています。
市町村計画は国の基本計画や県計画と調和が求められます。

〔参考〕 国土強靱化に関する計画の体系



国土強靱化地域計画策定ガイドライン
(第7版)基本編

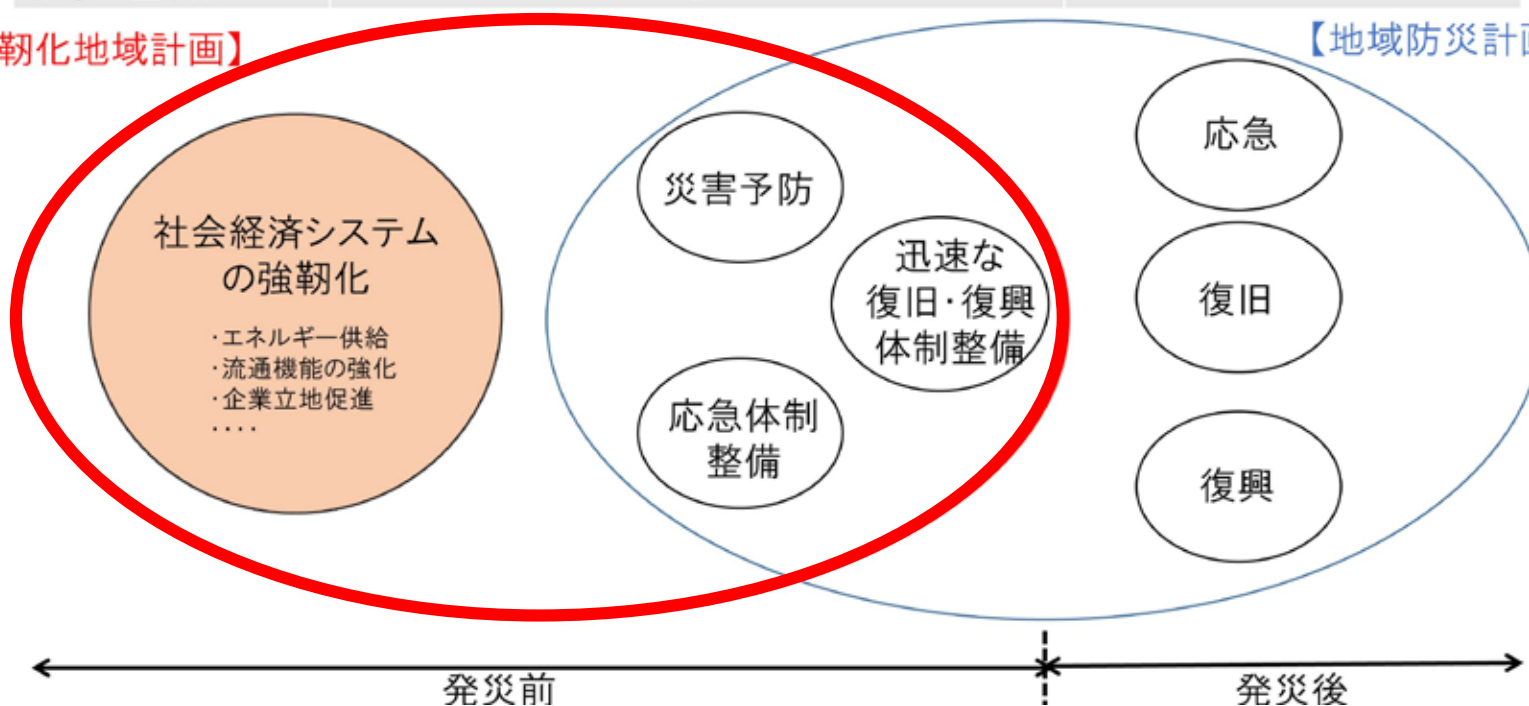
2 . 国土強靱化地域計画

地域防災計画との違い

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

【強靱化地域計画】

【地域防災計画】



第1回 市町村における国土強靱化地域計画の早期策定に向けた研修会 資料

2 . 国土強靱化地域計画

全国の策定状況

令和2年10月1日現在の状況(政令指定都市含む)

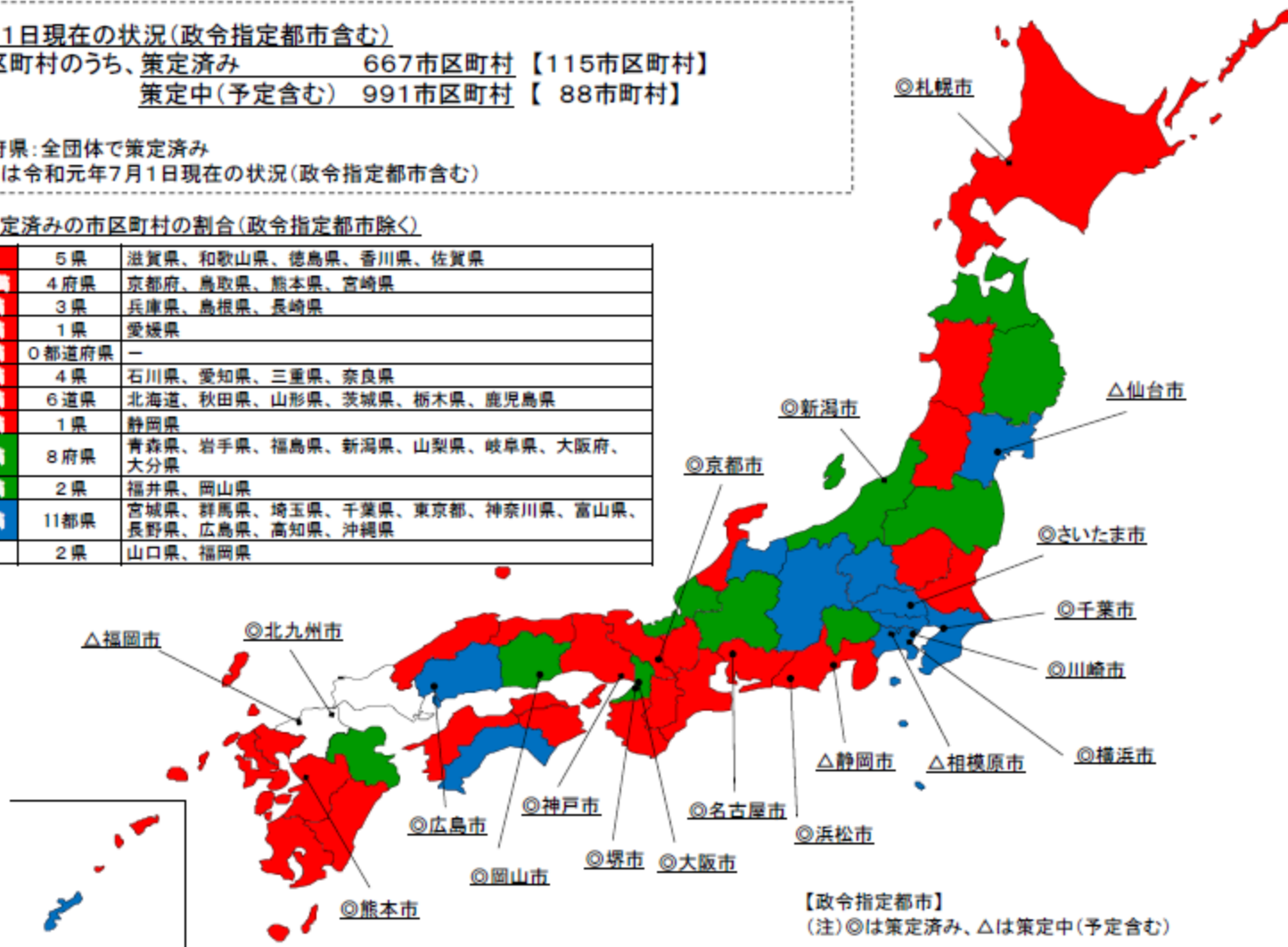
1, 741市区町村のうち、策定済み 667市区町村 【115市区町村】
 策定中(予定含む) 991市区町村 【88市区町村】

<参考> 都道府県: 全団地で策定済み

【 】内は令和元年7月1日現在の状況(政令指定都市含む)

都道府県別 策定済みの市区町村の割合(政令指定都市除く)

100%	5 県	滋賀県、和歌山県、徳島県、香川県、佐賀県
90%以上100%未満	4 府県	京都府、鳥取県、熊本県、宮崎県
80%以上90%未満	3 県	兵庫県、島根県、長崎県
70%以上80%未満	1 県	愛媛県
60%以上70%未満	0 都道府県	—
50%以上60%未満	4 県	石川県、愛知県、三重県、奈良県
40%以上50%未満	6 道県	北海道、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、鹿児島県
30%以上40%未満	1 県	静岡県
20%以上30%未満	8 府県	青森県、岩手県、福島県、新潟県、山梨県、岐阜県、大阪府、大分県
10%以上20%未満	2 県	福井県、岡山県
1%以上10%未満	11 都県	宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、広島県、高知県、沖縄県
0%	2 県	山口県、福岡県



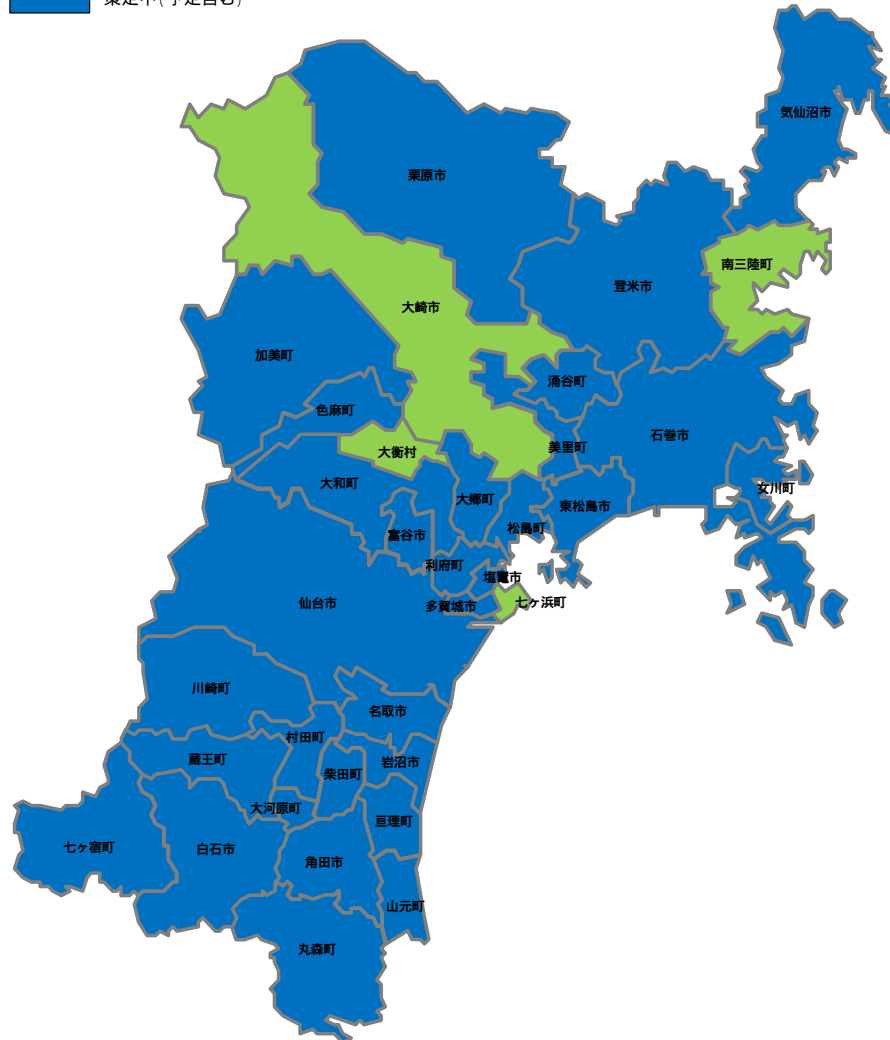
【宮城県資料】宮城県国土強靱化地域計画等について

2 . 国土強靱化地域計画

県内の策定状況

策定済み
策定中(予定含む)

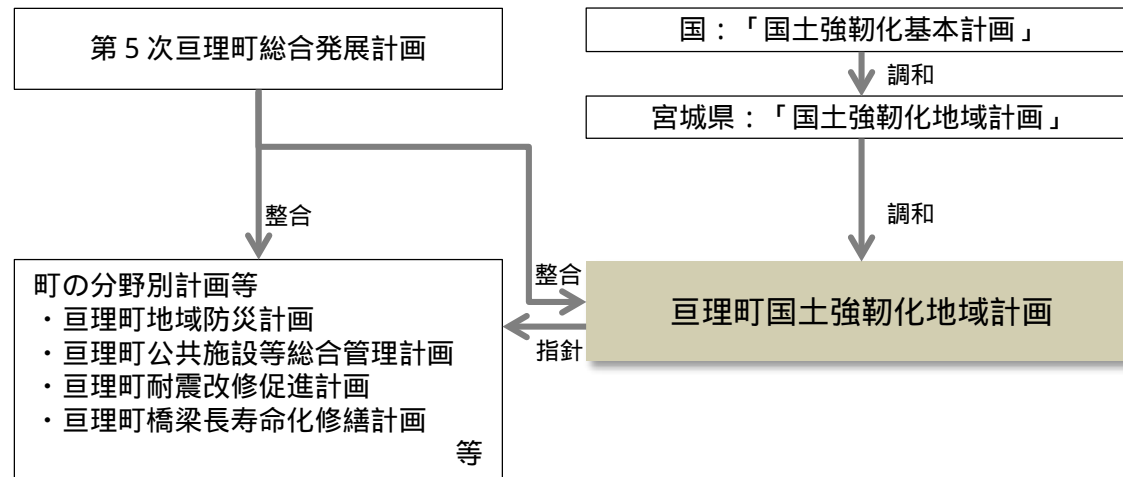
令和2年11月1日現在



【宮城県資料】宮城県国土強靱化地域計画等について

3 . 亶理町国土強靱化地域計画(案)

【位置づけ】

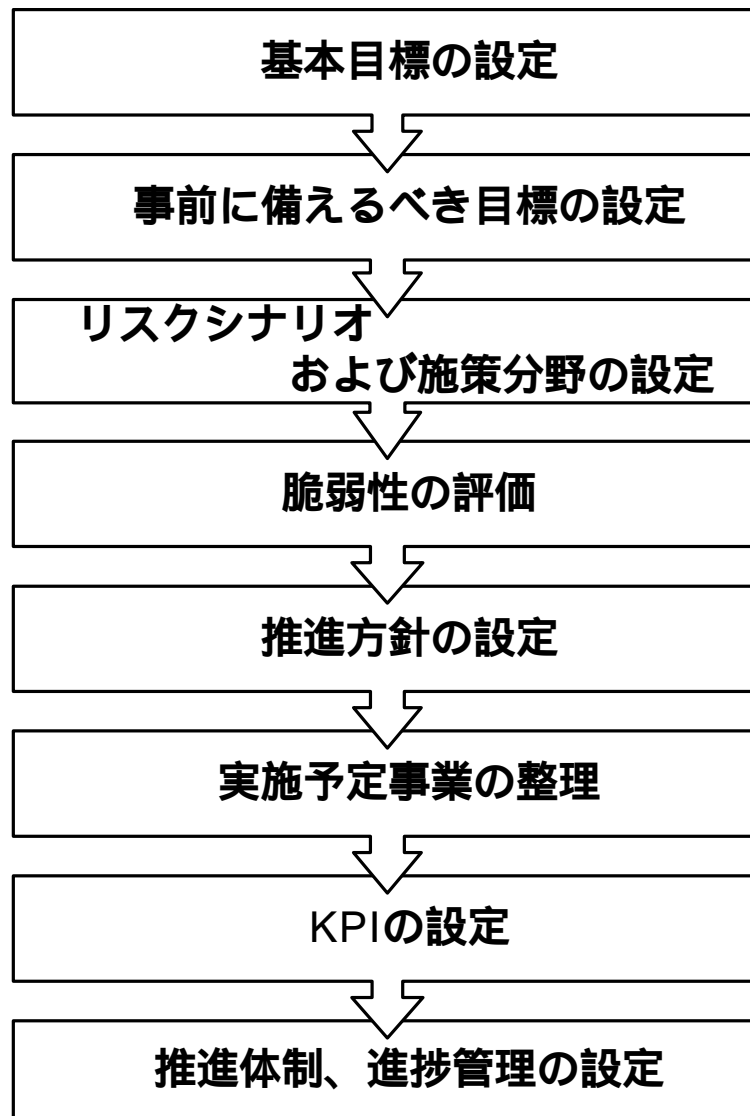


【計画期間】 令和3年度～令和7年度

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
宮城県国土強靱化地域計画			第1期				(第2期)					
亶理町総合発展計画		第5次										
亶理町国土利用計画												
亶理町総合戦略			第1期				(第2期)					
都市計画マスタープラン												
亶理町国土強靱化地域計画												

3 . 亶理町国土強靱化地域計画(案)

【策定手順】



～ : 国の基本計画、宮城県地域計画をベースに検討しました。

「リスクシナリオ」とは、大規模自然災害等による「起きてはならない最悪の事態」のことです。県計画をもとに、29項目設定しました。

このリスクシナリオに対して、亶理町の現状や既往計画等でどう対応できるか、または対応が不十分な事項は何か(=脆弱性)について、各課の協力を得ながら整理しました。

推進方針は、脆弱性の評価(課題の整理)を受けて設定した、対応方針です。

3 . 亘理町国土強靱化地域計画(案)

【基本目標】 内容は国、県と同じ

人命の保護が最大限図られる
亘理町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
迅速な復旧復興

【施策分野】 県と同じ

行政機能・防災体制等
住宅・都市
保健医療福祉
環境
農林水産
産業構造
交通・物流
町土保全
土地利用
リスクコミュニケーション・地域づくり

3 . 亘理町国土強靱化地域計画(案)

【事前に備えるべき目標と、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の一覧 1/2】

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
大規模自然災害発生直後から救助・救急医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 情報通信網の麻痺・機能停止等による被害の拡大
大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-3 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上）の機能停止 5-4 食料等の安定供給の停滞

3 . 亘理町国土強靱化地域計画(案)

【事前に備えるべき目標と、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の一覧 2/2】

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ
大規模自然災害発生後であっても，生活・経済活動に必要最低限の電気，ガス，上下水道，燃料，交通ネットワーク等を確保するとともに，これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
制御不能な二次災害を発生させない	7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-2 有害物質の大規模拡散・流出 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
大規模自然災害発生後であっても，地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 8-5 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 8-6 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による町経済への甚大な影響

3 . 亘理町国土強靱化地域計画(案)

【脆弱性評価結果と、推進方針の例】

リスクシナリオ	脆弱性評価結果	推進方針						
<p>1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生</p>	<p>平成30年住宅・土地統計調査の比率等をもとに推計した住宅の耐震化率は、町内の住宅総数10,870棟のうち、耐震化を満たしていると推計される住宅は約9,080棟あり、耐震化率は83.5%となっている。一方、耐震化が不十分な住宅は約1,790棟、16.5%と推計される。</p> <p>建築基準法に定める新耐震基準施行（昭和56年6月1日）より以前に建設された住宅が18.85%を占めており、改修計画の具体化が必要となっている。</p> <p>町では、住宅所有者に対して、パンフレット、ホームページ等を通じて耐震診断の必要性の伝達に努めるとともに、耐震改修診断および耐震改修工事費の助成事業を実施しているが、平成25年度から平成29年度の工事費助成制度利用件数は年間1～2戸で推移しており、助成制度の更なる普及・啓発が必要となっている。</p>	<p>町では、住宅所有者に対して、パンフレット、ホームページ等を通じて耐震診断の必要性の伝達に努めるとともに、耐震改修診断及び耐震改修工事費の助成事業を実施しており、今後も助成制度の更なる普及・啓発に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="1292 625 1949 768"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現況値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造住宅耐震診断実施件数</td> <td>6戸/年 (R1)</td> <td>10戸/年 (R7)</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、建築基準法に定める新耐震基準施行（昭和56年6月1日）より以前に建設された住宅が18.85%を占めているため、改修計画の具体化について、検討していきます。</p>	指標名	現況値	目標値	木造住宅耐震診断実施件数	6戸/年 (R1)	10戸/年 (R7)
指標名	現況値	目標値						
木造住宅耐震診断実施件数	6戸/年 (R1)	10戸/年 (R7)						

4 . 国土強靱化地域計画と国の交付金について

巨理町地域強靱化計画には、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための方針・**施策**を記載します。

地域計画に**記載がない事業は、国の46の交付金や補助金（令和2年度予算時点）の交付を受けられなくなることを、国が検討**しています。

対象交付金（例）

- ・ 農山漁村地域整備交付金（農林水産省）
- ・ 学校施設環境改善交付金（文部科学省）
- ・ 防災・安全交付金（国土交通省）

資料1

国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進について(案)

1. 趣旨

- 国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」という。）に基づき地方公共団体等が実施する補助金・交付金事業に対して、予算の「重点化」「要件化」「見える化」「地方負担軽減」をすることにより、地域計画の策定、地域の国土強靱化の取組を一層促進

2. 対応等

- (1) 対象事業 地方公共団体等事業（補助金・交付金事業単位 又は パッケージ単位）
- (2) 対象年度・実施内容（内容は各府省庁判断）

■ 予算交付の「重点化」「要件化」

R2年度：地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業に対し、これまでの「一定程度配慮」を更に「重点配分」「優先採択」等「重点化」に。「一定程度配慮」の対象追加を検討。

R3年度：地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業であることを交付要件（想定）とする「要件化」を検討。
地域計画に明記された事業に対し、「重点配分」「優先採択」等「重点化」。

※災害発生等の特別な事情がある地方公共団体等の場合は別途考慮

※交付金制度の特性に留意し、実効性を考慮

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」はこれによらず着実に実施

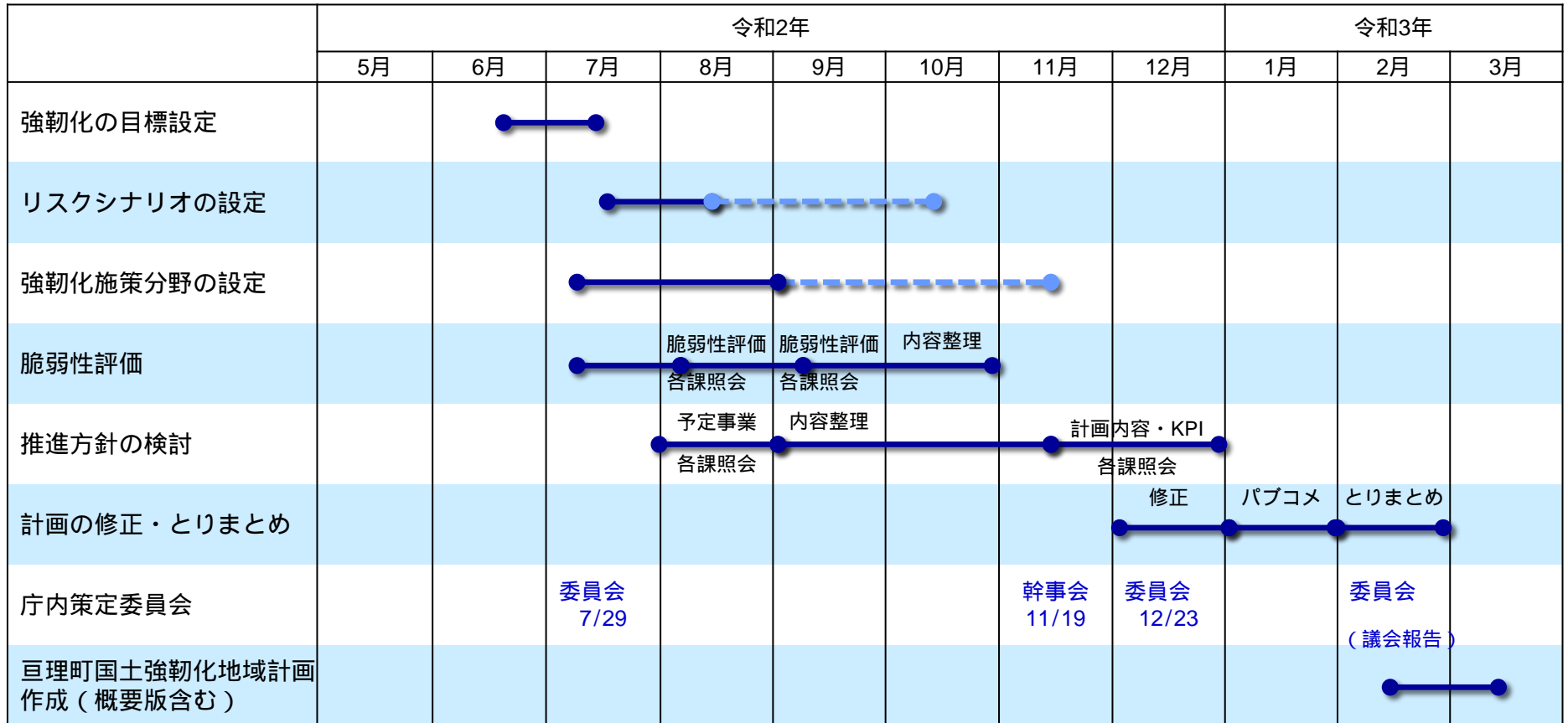
■ 配分方針及び配分結果の「見える化」

R2、3年度：府省庁ごとに配分方針を事前公表
配分結果を具体的な数値等で取りまとめて事後公表

R3年度は、「要件化」事業について未策定市区町村への配分結果の通知・公表で「配分無し」と明記することも検討

内閣府資料

5 . 今後のスケジュール(予定)



県からの情報があり次第、随時整合を図りつつ検討

